

鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画(改訂案)のパブリックコメントの実施結果について

令和7年1月 23 日
家 庭 支 援 課

「鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画」の改訂について、パブリックコメントを実施したのでその結果を報告します。

1 実施結果

- (1) 意見募集期間 令和6年 11 月 11 日から 12 月 10 日まで
- (2) 周知方法 調査票の郵送又は配布、郵送回収
- (3) 周知方法
 - ・ホームページへの掲載
 - ・新聞広告の掲載
 - ・県民課、各総合事務所、市町村窓口等におけるチラシの配架
- (4) 意見受付件数 4件(2名)

2 主な意見と対応方針

主な意見	対応方針
【ひとり親の職業訓練】 母の職業教育でしっかりとした仕事に就けば児童扶養手当も不要になるので、その分職業教育に投資できないか。安定した仕事に就けるよう職業訓練が最も大切だが、一人で小さな子を育てながら、家庭と仕事、職業訓練を両立することは難しい。	【計画案に盛り込み済み】 ひとり親家庭等が安定的に収入を得ることにより、自立した生活を送ることができるよう、職業能力向上のための訓練、効果的な就業あっせん、子育てと仕事の両立支援など、就業面での支援の充実を図ることとしています。母子父子自立支援員やひとり親家庭相談支援センターは、ハローワーク・県立ハローワークの職業相談・職業紹介と連携し、就業を支援します。各ハローワークに設置してある子ども連れで来所しやすい環境が整備されたマザーズコーナーや、就職が困難なひとり親をハローワーク等の紹介により継続して雇用する事業者に対して支給される特定求職者雇用開発助成金について周知を行います。また、ハローワークと福祉事務所が連携して実施している生活保護受給者等就労自立促進事業を活用し、児童扶養手当受給者の個々の状況に応じたきめ細やかな就業支援について推進します。
【母子父子寡婦福祉貸付金】 母子父子寡婦福祉資金の適正な貸付けの「適正」に違和感を感じる。今の貸付けは(貸付基準が厳しい等の)課題があるのでは。	【計画案に盛り込む】 母子父子寡婦福祉資金貸付制度の周知及び貸付けを推進することとし、「適正な」の文言を削除します。
【子どもの教育】 相対的貧困家庭が多いため、子どもの教育にお金も時間も費やすゆとりがない。	【計画案に盛り込む】 子どもの学習支援事業の実施場所から利用しやすくなるよう、タブレット等を利用したオンライン学習の推進や学習会場までの送迎支援を行い送迎負担を軽減するなど、利用しやすい環境を整えます。また、行政だけでなく、民間企業・団体においても子どもの就学・進学のための奨学金等支援が数多く実施されているため、必要とする方にわかりやすい情報が届くよう、周知に努めるよう記載します。
【ひとり親家庭特別医療費助成】 ひとり親家庭への医療費助成について、現在18歳未満の児童とその扶養する親が対象となっているが、大学を卒業する22歳までの引上げを希望する。	【その他】 ひとり親家庭の医療費の自己負担相当額を一部助成することにより、経済的負担の軽減と健康の保持増進を図っております。対象児童年齢の引上げについては、施策への意見として今後の参考とします。

3 計画(案)の概要

1 計画の概要

(1) 計画期間

5年間(令和7年4月1日から令和12年3月31日まで)

(2) 本計画の位置付け

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第12条第1項に基づき、地域の実情に応じて、母子家庭・父子家庭等の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項や具体的な措置に関する方針を定めるもの。

※ 国が同法第11条に基づき定める母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針も参考として策定。

(3) 基本理念…ひとり親家庭等の自立した生活の確立と、世代間の貧困の連鎖が解消され児童の健やかな育成が実現できる社会づくり

(4) 基本目標と主な内容 ※下線部が改訂による主な追加箇所

①子育てや生活支援の充実

ひとり親家庭が安心して子育てを行いながら、就業や就業に向けた職業訓練を受けることができるよう、市町村との連携のもと、ひとり親家庭の児童の学習支援、保育所への優先入所、多様な保育サービスの提供、放課後児童健全育成事業の充実などの子育てサービスの充実を図るとともに、公営住宅の優先入居の推進など生活面への支援を行う。また、子どもの学習支援の利用促進のため、送迎支援の周知やオンライン学習支援の活用を推進する。

子ども食堂・こどもの居場所について、「体験活動」や「学習支援」などの活動充実とネットワークづくりを進めていくことを明記するとともに、鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例に基づき、ヤングケアラーをはじめとした家庭の問題を地域社会の中で互いに支え合う温もりのある社会づくりを推進する。

就業や子育てをはじめとした生活面等に関する様々な悩みについて相談支援を行うひとり親家庭相談支援センターについて、相談しやすい環境を整備していくほか、各種施策の情報発信について、「SNSの活用」によるプッシュ型の情報発信をはじめとして充実・推進する。

②就業支援の推進

ひとり親は約9割が就業しているものの、収入が低い現状を踏まえ、ひとり親家庭等が安定的に収入を得ることにより、自立した生活を送ることができるよう、ひとり親の正規雇用率の向上目標を設定した上で、職業能力向上のための訓練、効果的な就業あっせん、就業機会の創出など、就業面での支援の充実を図る。

③共同親権の導入を踏まえた養育費確保等の支援の充実

国の養育費等相談支援センター等と連携し、養育費及び親子交流の取り決めや養育費の取得及び親子交流実施の促進に関する啓発や相談支援を行う。共同親権制度の導入を踏まえ、県が実施する弁護士等による相談事業を充実させていく。養育費の受領率に関して達成目標を設定した上で、離婚前後の父母に対する広報啓発及び情報提供を行う。

④経済的支援の充実

児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けや医療費の助成を行い、ひとり親家庭等の生活の安定と向上及び自立を図る。家庭の経済状況により子どもの進路が狭められないよう、子どもの体験格差を埋めるための取組(体験学習、社会学習等)を進めることで幅広い進路を検討できる環境を整えていくとともに、行政・民間企業・団体などが実施する各種奨学金より分かりやすく工夫して周知していく。

4 今後の予定

令和7年1月下旬 鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画改訂検討会での意見聴取

令和7年3月 計画の改訂及び公表